

災害危険区域 金崎太良迫地区

Not to scale

災害危険区域において住宅・病院・児童福祉施設を建築する場合は、条例により建物の床面を災害危険設定水位より上に設ける必要があります。建築の際には、地盤面の高さの測量が必要となります。
(図面に参考として地盤の測量値を記載しています。)

詳細・お問い合わせは 宮崎市役所 都市整備部 建築行政課

